

岩手県告示第704号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成20年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年8月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高橋建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市松尾寄木第31地割16番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋克夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第57号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年8月25日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成20年9月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 鈴建工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市口内町金成59番地
 - ウ 代表者の氏名 鈴木時夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第3907号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月18日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成20年9月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社泉工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市神子田町9番26号
 - ウ 代表者の氏名 花村卓次
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第3960号
 - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月19日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成20年9月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 美津輪工業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町七里1番10号
 - ウ 代表者の氏名 千田章
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第5741号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月5日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成20年9月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 熊谷建築事務所
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市桜町一丁目559番3号
- ウ 代表者の氏名 熊谷善明
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第6523号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月25日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年9月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社木村塗装工業
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字川端213番地1
- ウ 代表者の氏名 木村昭二
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第6998号
- (3) 処分の内容 防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月3日付けで防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年9月4日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社宮澤商店
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町板沢第12地割52番地70
- ウ 代表者の氏名 宮澤東一郎
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第9244号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月3日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年8月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 菱和ハウス株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中央通三丁目3番2号
- ウ 代表者の氏名 岩館正英
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第9273号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年8月26日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成20年9月12日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 明北産業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西安庭第15地割45番地6

ウ 代表者の氏名 田屋館徳衛

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一17）第9336号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年9月12日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成20年9月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ヤマプラス盛岡

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大館町25番8号

ウ 代表者の氏名 渡辺文憲

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第9432号

(3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年9月25日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成20年9月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 石川建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区生母字箱根12番地2

ウ 代表者の氏名 石川清治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一15）第10031号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年9月9日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成20年9月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 タックコーポレーション

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字八人打15番地1

ウ 代表者の氏名 馬場幸治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一18）第20192号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年8月6日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成20年9月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社KM2665

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町上野中野47番地

ウ 代表者の氏名 古月正幸

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一17）第20432号

(3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年9月9日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法

第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成20年9月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高橋建築

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町奥中山字西田子1166番地

ウ 代表者の氏名 高橋健一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第150077号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年9月18日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成20年9月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 汀建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 遠野市大工町8番9号

ウ 代表者の氏名 汀工

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第700号

(3) 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年9月2日付けで左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。